

目 次

第1章 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷 4

《第1節 子ども家庭福祉の理念と概念》	4
《第2節 わが国の子ども家庭福祉の歴史の変遷》	8
《第3節 国際社会における子ども家庭福祉の歴史の変遷》	11
《第4節 子どもの人権(権利)擁護》	12
《第5節 現代社会と子ども家庭福祉》	14

第2章 子ども家庭福祉の制度と実施体系 16

《第1節 子ども家庭福祉の制度と法体系》	16
《第2節 子ども家庭福祉行財政と実施機関》	17
《第3節 児童福祉施設》	21
《第4節 子ども家庭福祉の専門職》	24

第3章 子ども家庭福祉の現状と課題 27

《第1節 少子化への対応》	27
《第2節 母子保健と子どもの健全育成》	32
《第3節 保育の場》	36
《第4節 子ども・子育て支援新制度》	38
《第5節 子ども虐待・DV(ドメスティックバイオレンス)とその防止》	46
《第6節 社会的養護》	49
《第7節 障害のある子どもへの対応》	55
《第8節 少年非行等への対応》	57
《第9節 貧困家庭、外国籍の子どもとその家庭への対応》	58

第4章 子ども家庭福祉の動向と展望.....	60
《第1節 地域における連携・協働とネットワーク》.....	60
《第2節 諸外国の動向》.....	61

第5章 子ども家庭支援.....	62
《第1節 子ども家庭支援の意義と役割》.....	62
《第2節 子ども家庭福祉援助活動》.....	62

※ 「(ダイジェスト版p00)」という表記は、その内容が「子ども家庭福祉に関する各種資料ダイジェスト版」の何ページに掲載されているかを示しています。

※ 各四角の枠内の同じ記号(A、B、C・・・)の()には、同じ語句が入ります。

※ 「認定こども園法」とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」のことをいうものとします。

※ 「設備運営基準」とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」のことをいうものとします。

※ 「設備運営基準」における「保育士」は、国家戦略特別区域限定保育士事業実施区域内にある施設にあっては、「保育士または当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(いわゆる地域限定保育士)」と読み替えるものとします(設備運営基準21条6項等)。

* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。
また、ご自身でこのPDF教材を紙媒体に印刷し、弊社の許可なく頒布し、またはフリマアプリ・ネットオークション等に出品することは、弊社の知的財産権を著しく侵害する行為であり、これを固く禁止します。

第1章 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷

《第1節 子ども家庭福祉の理念と概念》

1	<p>児童福祉法 第1条</p> <p>全て児童は、(A) の精神にのっとり、適切に (B) されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその (C) が図られることその他の福祉を等しく保障される (D) を有する。</p>	□ □ □
2	<p>児童福祉法 第2条</p> <p>① 全て国民は、児童が良好な (A) において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その (B) が尊重され、その (C) が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて (D) を負う。</p> <p>③ (E) は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>	□ □ □
3	<p>児童福祉法 第3条の2（家庭と同様の環境における養育の推進）</p> <p>国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の (A) を支援しなければならない。ただし、児童及びその (A) の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が (B) において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な (C) において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない（ダイジェスト版 p 6 参照）。</p>	□ □ □

16	<p>2016（平成28）年2月、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、（ A ）に置かれている子ども・若者育成支援推進本部において、「子供・若者育成支援推進大綱」が作成された。</p> <p>「子供・若者育成支援推進大綱」では、①全ての子供・若者の健やかな育成、②（ B ）を有する子供・若者やその家族の支援、③子供・若者の成長のための（ C ）の整備、④子供・若者の成長を支える担い手の養成、⑤創造的な（ D ）を切り拓く子供・若者の応援、という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としている。</p>	□□□
17	<p>2013（平成25）年4月に、政府は「（ A ）」を公表し、（ B ）に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取り組みを全面的に支援し、2017（平成29）年度末までの（ B ）をめざすこととした。</p>	□□□
18	<p>2015（平成27）年1月に、厚生労働省は「（ A ）」を公表し、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、（ B ）において国全体で必要となる保育士数を明らかにしたうえで、数値目標と期限を明示し、（ C ）や再就職支援等を強力に進めることとした。</p> <p>「（ A ）」では、（ D ）の年2回実施の推進や処遇改善など保育士確保に向けた新たな施策のほか、従来の保育士確保施策についても、引き続き確実に実施し、施策に関する普及啓発を積極的に行うなど、さらなる推進を図ることとしており、省をあげて保育士の確保に向けて全力で取り組むこととしている。</p>	□□□
19	<p>2016（平成28）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、経済成長の隘路（物事を進める妨げとなる困難な問題）である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率（ A ）」の実現に向け、若者の（ B ）安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、（ C ）の推進、希望する（ D ）を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、2016（平成28）年度から2025（令和7）年度の10年間のロードマップを示している。</p>	□□□

20	<p>2017（平成29）年6月に、政府は「（ A ）」を公表し、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度末までに約32万人分の保育の受け皿を整備することとし、2017（平成29）年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しして、2020（令和2）年度末までに整備することとしている。</p>	□□□
21	<p>2017（平成29）年12月に、政府は、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「（ A ）革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、（ B ）の無償化、（ C ）の解消、高等教育の無償化などの政策を盛り込み、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を（ D ）型へと改革することとした。</p>	□□□
22	<p>「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（「育児・介護休業法」）に基づく育児休業を取得できるのは、原則として（ A ）歳に満たない子を養育する男女労働者である（日々雇い入れられる者等を除く）。</p>	□□□
23	<p>両親ともに育児休業を取得する場合、一定の要件を満たせば、育児休業の対象となる子が（ A ）歳（ B ）か月になるまで育児休業を取得することが可能となる（「（ C ）」）。両親の育児休業期間が重複していても構わないが、「（ C ）」において一方の親が取得できる育児休業の期間は（ D ）年である。</p>	□□□
24	<p>事業主には、（ A ）歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（原則として、1日（ B ）時間）を設けることが義務づけられている。</p>	□□□
25	<p>小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において（ A ）日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては（ B ）日）を限度として、子の（ C ）休暇を取得することができる。</p>	□□□

4	（ A ）は、（ B ）少年および14歳未満の（ C ）少年については、都道府県知事または児童相談所長から送致を受けたときに限り、審判に付することができる（少年法3条2項）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	警察官は、客観的な事情から合理的に判断して、触法少年であると疑うに足る相当の理由のある者を発見した場合において、必要があるときは、事件について（ A ）をすることができる（少年法6条の2第1項）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を（ A ）させた罪の事件であって、その罪を犯すとき（ B ）歳以上の少年に係るものについては、原則として、決定をもって、事件を（ C ）に送致しなければならない（原則逆送：少年法20条2項）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	家庭裁判所が少年事件を保護処分にする場合は、①（ A ）所の（ A ）に付すること、②児童自立支援施設または（ B ）施設に送致すること、③（ C ）に送致すること、のいずれかの決定をしなければならない（少年法24条1項）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	少年院は、「少年院法」において（ A ）種類に分けられている（少年院法4条1項）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	「平成30年版 犯罪白書」（法務省）によると、少年による刑法犯の検挙人員は（ A ）傾向にあり、平成29年には、戦後（ B ）の5万209人となった。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

《第9節 貧困家庭、外国籍の子どもとその家庭への対応》

1	厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2016（平成28）年）によると、2015（平成27）年の（ A ）（等価可処分所得の中央値の半分、熊本県を除く。）は122万円となっており、「相対的貧困率」（（ A ）に満たない世帯員の割合、熊本県を除く。）は15.7%（対2012年比：-0.4%）となっている。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.9%（対2012年比：-2.4%）となっている。 「相対的貧困率」を「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると12.9%となっており、そのうち「（ B ）が1人」の世帯員では50.8%と、「（ B ）が2人以上」の世帯員の10.7%に比べて非常に高い水準となっている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
---	---	--

2	<p>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの<u>現在および将来</u>がその生まれ育った（ A ）によって左右されることのないよう、<u>全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、およびその教育の（ B ）が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり</u>、子どもの貧困対策に関し、（ C ）を定め、国等の（ D ）を明らかにし、および子どもの貧困対策の（ E ）となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする（同法1条：下線部は2019年9月7日施行）。</p>	<p>□ □ □</p>
3	<p>（ A ）は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する（ B ）を定めなければならない（子どもの貧困対策の推進に関する法律8条1項）。</p>	<p>□ □ □</p>
4	<p>（ A ）に、子どもの貧困対策に関する（ B ）の案の作成等の事務をつかさどる特別の機関として、子どもの貧困対策会議を置く（子どもの貧困対策の推進に関する法律15条1項）。</p>	<p>□ □ □</p>
5	<p>保育所保育指針 第2章4(1)（保育全般に関わる配慮事項）【抜粋】 オ 子どもの（ A ）や文化の違いを認め、互いに（ B ）する心を育てるようにすること。</p>	<p>□ □ □</p>
6	<p>保育所保育指針 第4章2(2)（保護者の状況に配慮した個別の支援）【抜粋】 ウ 外国籍家庭など、（ A ）を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて（ B ）の支援を行うよう努めること。</p>	<p>□ □ □</p>
7	<p>「生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者である子どもに対し学習の援助等を行う事業（「（ A ）事業」）が都道府県や市など、福祉事務所のある自治体の任意事業として規定されている。</p>	<p>□ □ □</p>